

差一年について四パーセントを退職年金の額から減額して支給しているが、この四パーセントの減額率を数理的減額率（政令で定められる）に改める。

また、減額退職年金を選択できる範囲を退職年金の支給開始年齢の五年前からとし、勧しよう等特殊な場合にあつては、十年前からとする限定期措置がとられる。

3 退職一時金等の廃止等

国民皆年金の趣旨が徹底された結果、掛金の払い戻し的性格をもつ退職一時金等の存在意義がなくなつてゐることから、当該制度を廃止する。

4 公費負担の改善

長期給付に要する費用のうち、公費負担の割合が各年金制度ごとに理由のない格差があるところから、是正措置がとられる。以上のとおり、この一連の改正は、共済制度の根本にふれるものであるため、今後われわれは、制度改正に対する動向を、関心をもつて見守っていく必要がある。

財團法人福島県教職員互助会概要

一、はじめに

本会は、昭和二十八年四月一日任意団体として発足し、昭和三十一年九月二十九日、職員の互助団体に関する条例に基づく団体となり、教職員の生活の安定と福祉の向上をめざしてきた。さらに昭和四十七年七月一日には、民法第三十四条に基づく財團法人となる等その変遷を経て、ここ二十七年にわたり本県教職員ならびにその家族の福祉の向上に寄与してきている。

二、昭和五十三年度収支決算について

昭和五十三年度事業収入は、九億四百七十五万四千八百八十六円、事業支

表13 昭和53年度収支決算状況

収入の部

種 別	金 額	割 合	備 考
会員掛金	720,323,866	79.62%	1人当たり34,768円
県補助金	55,911,000	6.17	1人当たり2,800円
事務費負担金	607,600	0.07	
参加費	1,280,100	0.14	
利息及び配当金	84,349,798	9.32	
雑 収 入	747,969	0.08	
貸付金利息	41,534,553	4.60	
計	904,754,886	100.	

支出の部

種 別	金 額	割 合	備 考
短期給付	298,118,752	41.12%	1人当たり14,389円
事務費	82,715,955	11.41	
公益事業	2,527,055	0.35	
厚生給付	102,855,800	14.29	
厚生事業	95,058,618	13.1	
寄付金	20,000,000	2.76	
財産処分損	114,700	0.02	
支払利息	45,299,578	6.25	
長期給付	78,195,000	10.70	1人当たり91,456円
計	724,885,458	100.	

三、昭和五十四年度予算について

昭和五十四年度は、会員掛金率（表15）を据え置き、県補助金（会員一人当たり三千百円）は、医療費の支出増を予

り表14のとおりである。
收支内訳は、表13のとおりである。
また、会員の福祉向上を図るため、各種貸付事業を行つているが、実績は

繰り越した。
金処分については、退会金給付に充当する財源として積立すべき責任準備金一億六千五十七万九千百七十七円、医療費改訂等を予想し、給付費用として次期に千九百二十九万二百五十一円を調な成果を得ることができた。剩余

(三) 表15 会員掛金率 表14 貸付事業実績

短期給付事業に 要する掛金率	5.5 1000
厚生事業に要す る掛金率	4.0 1000
長期給付事業に 要する掛金率	3 1000
計	12.5 1000

貸付種別	件数	貸付額
生活資金貸付金	2,503	510,374,831
大学入学準備貸付金	212	21,792,010
海外研修旅行貸付金	122	21,170,818
物資購入資金貸付金	80	8,720,031
奨学資金貸付金	823	261,000,000
計	3,740	823,057,690

想して全額短期会計の財源にするなど五十三年度現行事業のなかで充実改善を図つた。

主な改善事項は次のとおりである。
(一) 医療費の一部負担金制度の自己負担額の全額給付。（25頁短期給付互助会参照）

(二) 昭和五十四年六月二十九日オープ
ンした公立学校共済組合郡山宿泊所（郡山会館）の宿泊利用助成、及び会議室の利用助成。

(三) 二十五周年記念事業として建設計